

第4次犯罪被害者等基本計画の計画期間内における今後の取組について

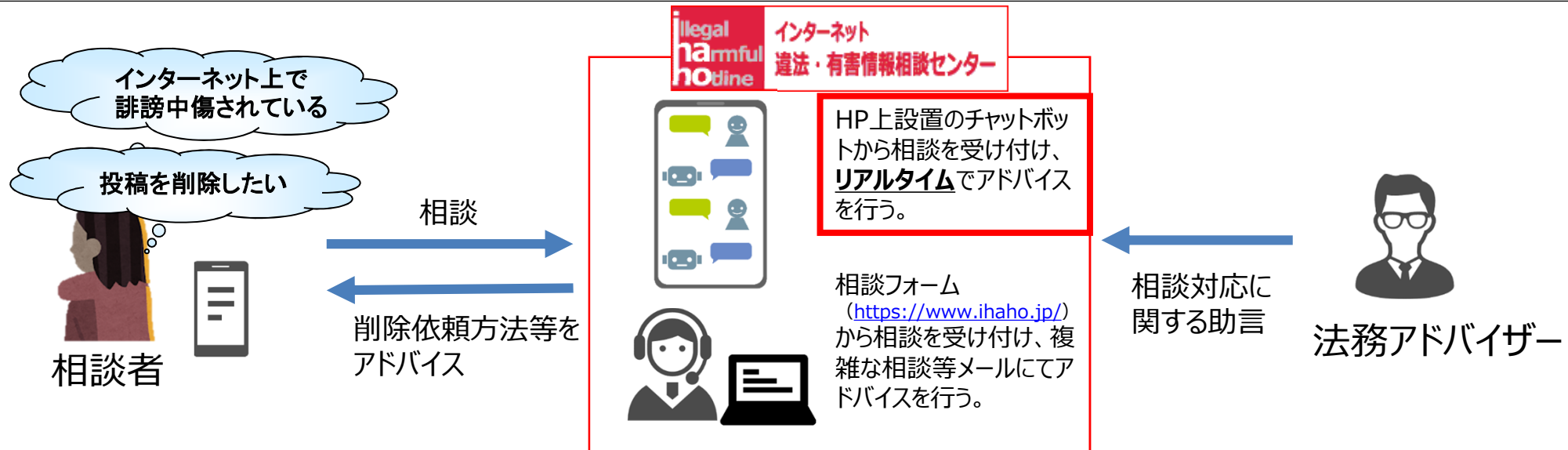


総務省

令和6年9月17日

違法・有害情報相談センター

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。
- 相談者の心理的・時間的ハードルを下げるなど利便性向上を図り、被害の深刻化を防ぐための取組を加速化するため、2024年度から、チャットボットを活用した運用を開始。



違法・有害情報相談機関連絡会の設置

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に係る他の相談機関との連携強化を実施するため、2021年度から、違法・有害情報相談機関連絡会を継続的に開催し、情報共有を実施。（直近は2024年7月に第7回会合を開催。）

<参加機関>



(事務局)



インターネット
ホットラインセンター



セーファー
インターネット協会



東京都



全国消費生活
相談員協会

<オブザーバ>

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

等

e-ネットキャラバン

○ 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の「出前講座」を全国で開催。

＊実施主体：一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

○ 2023年度は、2,166件の講座を実施し、約39万人が受講。（2022年度：2,226件の講座を実施し、約36万人が受講。2006年度開始以来の実績：30,742件、のべ約497万人）

協力団体

通信事業者等の民間企業（505社）、公益法人等（24団体）、政府（総務省及び文部科学省）、自治体（77団体）、その他（61団体）

対象者

小学生（小3～小6）、中学生、高校生、保護者、教職員等

講座内容

ネット依存、ネットいじめ（誹謗中傷含む）、不確かな情報の拡散、ネット誘引（誘い出し・なりすまし）、ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、予防策等を啓発。

＊企業等が講師を派遣。（認定講師数：5,698名）

受講方法

従来は集合形式のみだったが、受講方法の選択肢を拡大。2020年11月にFMMCが報道発表。同年12月に総務省・文部科学省の連名で全国に周知文書を発出。

＊校内の放送設備やWeb会議システムを利用した講座、リモート講座、ビデオオンデマンド講座。

（2023年度は367件実施）



e-ネットキャラバン講座実施の様子

インターネットトラブル事例集の作成・公表

○ 子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を、平成21年度より毎年更新・作成し公表。

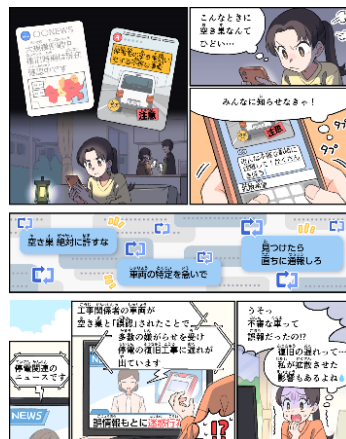
2023年版からは、わかりやすいマンガ形式で事例を紹介。

○ 令和6年4月1日に2024年版を公表。

インターネットトラブル事例集(2024年版) マンガ例



▲ 長時間利用(使いすぎ)



▲ 偽・誤情報



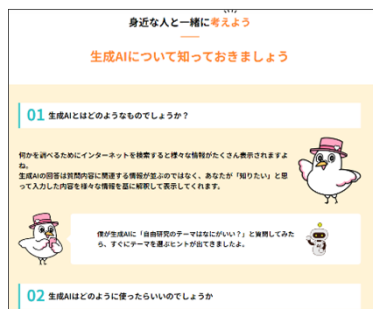
《掲載事例のキーワード》

- ・ コミュニケーショントラブル
- ・ 闇バイト
- ・ 自撮り
- ・ 個人情報
- ・ 誹謗中傷
- ・ ネットショッピング、定期購入
- ・ サイバーセキュリティ
- ・ 著作権、海賊版
- ・ SNSの使い方

…など

インターネットトラブル事例集(2024年版)の特徴

① こどもとネットに関する最新のトピックの解説を掲載



＜掲載トピックの例＞

- ・ 生成AIの特徴、留意点
- ・ ネットの特性と人の行動心理(フィルターバブル、エコーチェンバー)
- ・ ペアレンタルコントロール、フィルタリング
- ・ オンラインゲームを楽しむときの注意点

② パソコン・スマホ・タブレットのどれも見やすいホームページ



③ 授業等でご活用いただくための教職員用参考資料を提供

考えてみよう

○どんなトラブルでしたか？

○どうすればトラブルが起きなかったでしょうか？

○あなたがネットを使うとき、どんなことに気をつけたいますか？

